

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
城里町	岩船地区 〔 北方、高久、錫高野、 孫根、岩船、高根 〕	令和4年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	511 ha
②農地利用状況調査に回答した農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	262 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	130 ha
後継者未定の農業者の耕作面積の合計(再掲)	104 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	28 ha
(備考) ④は、地区内の認定農業者、認定新規就農者等の経営改善計画書等に基づき算出しています。	

2 対象地区の課題

山間部は傾斜のある小区画の農地が多いため、担い手の確保が難しい。地域アンケートでは、農地の利用状況について「作物が作付けされていない農地が多い」又は「荒廃している」と回答した人が6割を超え、深刻な担い手不足を表している。

また、イノシシ等の野生動物による被害が深刻であり、防護柵等の対策を講じなければならず、農業者の大きな負担となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内で営農している認定農業者、認定新規就農者等を中心経営体に位置づける。

基盤整備がされた区域に中心経営体が集中しているため、集積率等を把握し、農地中間管理事業の利用を検討する。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

<裏面に続く>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		農業を営む範囲
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
個人情報を含むため非表示						
計	14経営体		60.6 ha		88.4 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地中間管理機構の活用方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場が分散していると受け手が確保できないため、地域の意向を把握し、農地をまとめて農地中間管理機構に貸し付けられるようにする。 ・制度の周知と出し手・受け手の確保に努める。
<p>【経営安定、販売先の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積しきれない農地においては、小面積でも高収益が得られる野菜等の栽培を奨励し、兼業農家の所得向上を図る。 ・JAや生産部会等との連携による、多様な販路の確保や、6次産業化を支援する。
<p>【鳥獣被害防止対策】</p> <p>野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、城里町鳥獣被害防止計画に基づき、集落ぐるみで鳥獣被害を防ぐ環境づくり（被害地を中心とした点検、田畑周辺の刈払い、耕作放棄地の共同管理等）をする。</p>
<p>【地域の共同活動】</p> <p>中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の制度を活用し、地域の共同活動を継続し、地域資源の適切な保全管理を推進する。</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同利用、作業請負による兼業農家の負担軽減。 ・傾斜地を利用した果樹栽培希望者など、新たな経営体の受け入れを強化する。 ・将来を担う子どもたちに農業体験の場を提供し、後継者の育成に努める。